

福島空港団体旅行利用促進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、広く県内各地からの福島空港を利用した送客促進を図るため、別表1に掲げる旅行会社等に対して、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、前条に定める旅行会社等に対して、別表2に掲げる補助対象区分により交付するものとし、その額は、同表により算定した額の範囲内において知事が定める額とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第1項及び第2項に定める申請書および関係書類の提出部数は、正本1部とする。

(補助金の交付条件)

第4条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、補助額の増額を伴わない送客人数の変更とする。

(変更の承認)

第5条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島空港団体旅行利用促進支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定による実績報告は、福島空港団体旅行利用促進支援事業実績報告書（第3号様式）により、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の交付の請求)

第8条 補助金交付の決定の通知を受けた旅行会社等は、補助事業が完了したときは、前条の実績報告書にあわせて福島空港団体旅行利用促進支援事業補助金交付請求書（第4号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第9条 補助金の交付を受けた旅行会社等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成23年1月20日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年6月30日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年5月25日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

別表1（第1条関係）

- | |
|---|
| <p>1 以下に掲げる旅行会社等であること。</p> <p>(1) 福島県内及び隣接県に住所を有する旅行会社</p> <p>(2) (1) の条件を満たす複数の旅行会社により構成される団体等</p> |
| <p>2 申請は、上記1を満たす旅行会社等で、法人の本社、支社又は支店等の代表者並びに個人事業者が行うことができるものとする。</p> <p>ただし、県内に複数の支社・支店がある場合や県外に本社がある場合においては、申請は、県内の1支店が代表して行うものとする。</p> |

別表 2 (第 2 条関係)

補助対象事業	補助対象経費・申請（提出）書類等	補助額														
<p>1 福島空港発着の団体旅行で次の各号の要件のいずれにも該当するもの。</p> <p>① 福島空港発着定期便又は国内チャーター便を利用すること。ただし、催行中の団体旅行において悪天候または空港に起因する事由により、予定された空港とは別の空港での離発着となった場合は、当初予定されていた空港での離発着があったものとみなす。</p> <p>また、その他やむを得ない事由による欠航等により福島空港を利用できなかった場合については、事由発生の都度、県と協議の上、補助対象としての適否を判断することとする。</p> <p>② 5名以上が原則として同一便を利用し、同一行程の旅行を行うこと。</p> <p>③ 11月～2月に出発日が設定されているものであること。ただし、知事が路線毎に別途期間及び対象便を定めた場合は、この限りではない。</p> <p>2 申請者を含む旅行会社や主催者、参加者等が、当該団体旅行に対して県、福島空港利用促進協議会の補助を受けている場合は、補助の対象外とする。</p>	<p>1 補助対象経費 団体旅行の利用促進に関する費用。</p> <p>2 申請（提出）書類等</p> <p>① 当該団体旅行の代表者または参加者へ提示した見積書または請求書を添付すること。</p> <p>② 団体旅行のグループ名および参加者がわかる書類を添付すること。</p> <p>③ 実績報告に当たっては、航空会社発行の利用証明書またはそれに準ずるものを添付すること。</p>	<p>該当の団体旅行につき申請者へ対して100,000円を上限とし、下表により補助する。</p> <p>片便利用については、往復利用の補助額の半額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1632 555 2076 874"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5名</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>6名</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>7名</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>8名</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>9名</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>10名以上</td> <td>100,000円</td> </tr> </tbody> </table>	人数	補助額	5名	50,000円	6名	60,000円	7名	70,000円	8名	80,000円	9名	90,000円	10名以上	100,000円
人数	補助額															
5名	50,000円															
6名	60,000円															
7名	70,000円															
8名	80,000円															
9名	90,000円															
10名以上	100,000円															